Aichi Labour Standards Public Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ マンスリー

2019 October

vol.529

公益社団法人愛知労働基準協会



CONTENTS

- 1・愛知県最低賃金改定のお知らせ
- 2 ・ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の
 - 策定について ・災害発生状況
- 3-4・10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
 - 5 ・セミナー開催案内

 - 6 · 役員寄稿 第78回 全国産業安全衛生大会 ~参加申込受付中~
- 7-8 · 愛知労働局 労働基準部 安全課 濱田主任安全専門官 寄稿 第1回(全3回)

- 8・愛知労働局が「リスクアセスメント推進大会2019」を開催します
- 9 ・労災保険上乗せ制度のご案内 ・DVD貸出しのご案内
- 10 ・2019年度 メンタルヘルスセミナー 開催 ・外国人技能実習制度関係者養成講習 開催案内
- 11 · 技能講習等講習会予定表

最低賃金が、 ことしも 変わります。

確認しましょう!

愛知県 最低賃金

926

令和元年 10月1日から 28円 UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは 愛知労働局または最寄りの労働基準監督署へ

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/

http://www.saiteichingin.info/









「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、厚生労働省により「職場における受動喫煙防止のためのガイド ライン」が策定され、これを受けて愛知労働局が標記通知を発出しました。なお、同ガイドラインは厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf) をご確認ください。

> 愛労発基0830第5号 令和元年8月30日

各関係団体の長 殿

愛知労働局長

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

標記については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条の2等により対策を進めているところですが、健康 増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)が昨年7月25日に公布され、本年1月24日より順次施行されてい るところです。

今般、これらの施行を踏まえ、改正後の健康増進法(平成14年法律第103号)及び労働安全衛生法第68条の2と相まっ て、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止 対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が別添のとおり策定されました。

貴団体におかれては、本ガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体会員に対し周知徹底を図るとともに、受動喫煙防止 につきまして、一層の推進を図られますようお願い申し上げます。

災 生 状 況 発

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和元年9月9日現在)

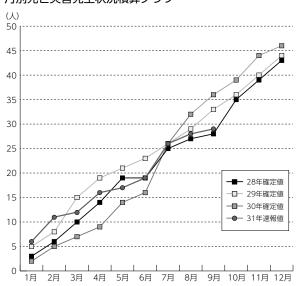
発生月・時間	業種	労働者数	被災者 職名	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 状 況
7月 4:00~4:30	商業	10~29	配達員	60代	8年	交通事故 (道路)	乗用車	ミニバイクにて新聞配達中、飲酒運転の乗用車にはねられ た。
8月 11:00~11:30	建設業	10~29	作業者	20代	5年	はさまれ、 巻き込まれ	クレーン	建設現場のクレーンを台風養生のため、ジブの角度60度位置にてジブと旋回体とをワイヤーロープにより固定した。台風養生解除作業中に、固定したワイヤーロープをはずさない状態でジブを起伏させたことによりジブが折損し、操作していた作業者がはさまれた。
7月 11:00~11:30	旅行業	1~9	営業員	30代	10年	交通事故 (道路)	乗用車	被災者は乗用車に乗り、国道362号線を走行していたところ、対向車線を走っていたミキサー車に正面衝突した。ドライブレコーダーを確認したところ、被災者の運転していた乗用車が、センターラインを越えていた。
7月 15:30~16:00	陸上貨物 運送事業	50~99	運転手	40代	7年	高温環境	高温物	荷主先においてトラックの荷台で積み荷作業を行っていた被災 者が救急搬送後に死亡し、直接死因の原因が熱中症とされた。
9月 18:00~18:30	ゴルフ場	50~99	作業者	70代	5ヶ月	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 建設機械等	被災者が、ゴルフ場内の道路上にて、芝刈り機を運転中、段 差下に転落し、芝刈り機の下敷きになった。

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和元年9月9日現在の速報値)

平成31年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

 業	種	別	平成:	31年 最値)		年同期 最値)		30年 計値
製	造	業	7	(0)	12	(1)	20	(4)
	食料品製造	業			1		0	(0)
	化 学 工	業			1		1	(0)
	鉄 鋼・ 非 鉄 金	属	1		1		3	(0)
	金 属 製	品	3		5		7	(0)
	一般・電気・輸送	用	1		2	(1)	5	(4)
	そ の	他	2				4	(0)
建	設	業	10	(2)	6	(0)	11	(0)
	土木工事	業	3	(1)	2		5	(0)
	建築工事	業	3		2		3	(0)
	そ の	他	4	(1)			3	(0)
陸	上貨物運送事	業	2		2	(2)	5	(3)
商		業	4	(2)	3	(1)	4	(2)
	卸 売	業			1		1	(0)
	小 売	業	3	(2)	2	(1)	3	(2)
	そ の	他	1				0	(0)
清	掃・と畜	業	2		1		1	(0)
上	記以外の事	業	4	(1)	4	(2)	5	(2)
合		計	29	(5)	28	(6)	46	(11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



10月は「年次有給休暇 取得促進期間」です。



注)個々の労働者については、2019年4月以降、新たに年休が付与された日(基準日)からの適用になります。 (年休が10日以上付与される方が対象です。)

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する 【キッズウィーク】取組(キッズウィーク)が平成30年度からスタートしています。 子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/





労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



●労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが 必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての 労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。<u>なお、下記の時間単位の</u> 年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2019年の10月に 導入すると?

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、[___]点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2019年	F10月			※即位	礼正殿の儀の	の行われる日
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 体育の日	8	9	10	11	12
13	14	15	16 ブラスワン休暇	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5⊫	5⋴	
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	

15⊨	5⊨
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3)活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注)就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を 定めてください。

注)就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

セミナー 開催案内

<同一労働同一賃金対応セミナー>

「同一労働同一賃金」が2020年4月に施行される(中小企業への適用は翌年4月から)ことを踏まえ、愛知労働局から改正の趣旨や内容についてご説明していただき、その後、人事労務の専門誌に多数執筆されている著名な特定社会保険労務士から対応のポイントについて解説していただきます。

【日 時】10月15日(火)13時00分~17時30分

【会 場】 名古屋市公会堂 4 階ホール

【講 師】第1部 愛知労働局 雇用環境・均等部長 中込 左和 氏

第2部 ㈱リーガル・ステーション 代表取締役 特定社会保険労務士 行政書士 岩﨑 仁弥 氏

【参加費】第1部 無料 第2部 資料代2,000円(稅込)

【後 援】愛知労働局

<働き方改革推進セミナー~長時間労働の是正と過重労働による健康障害の防止について~>

過重労働による健康障害が非常に多い中、長時間労働の是正と過重労働による健康障害の防止が強く求められます。愛知労働局から長時間労働の是正などについてご説明していただき、その後、先進的な取組みを進める事業場から事例発表していただきます。最後に、メンタルヘルスに精通する専門家から過重労働による健康障害の防止について解説していただきます。

【日 時】10月30日(水)14時00分~16時45分

【会 場】 名古屋国際会議場

【講師】説明 愛知労働局雇用環境・均等部指導課長 山田高三氏

事例発表 東レ㈱ 名古屋事業場 事務部長 西山 聡一 氏

講 演 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長 山本 晴義 氏

【参加費】無料

【協 力】(一社)名古屋南労働基準協会

[申込方法] 当協会ホームページにある各セミナーの詳細から申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。また、ホームページ上でWEB申込みも可能となっておりますので、ぜひご利用ください。

[お問い合わせ先] (公社) 愛知労働基準協会 TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440

<職場の「受動喫煙防止対策」説明会>

当協会は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部が開催する標記説明会に「協力」しています。厚生労働省は2020年までに「受動喫煙の無い職場」を目指して支援事業を実施しており、本説明会ではその内容の理解と進め方を提案します(同コンサルタント会は本支援事業を受託しています)。

【日 時】11月11日(月)13時00分~16時00分

【会 場】 東別院会館2階

【内 容】タバコの受動喫煙による健康影響(労働衛生コンサルタント) 職場の受動喫煙防止対策(推進体制、施設整備、好事例紹介)(同上) 受動喫煙防止の法改正と助成金等の支援制度(愛知労働局 労働基準部 健康課 担当官)

【参加費】無料

<介護事業場の労務管理セミナー>

当協会は、(公社)全国労働基準関係団体連合会が開催する標記セミナーに「協力」しています。本セミナーでは、介護事業場の労務管理の現状と課題、労働関係法令、採用と定着、労働災害防止対策のポイントなどをわかりやすく解説します。当日は併せて、職場の受動喫煙防止対策について解説します。

【日 時】11月20日(水)13時30分~16時30分

【会 場】 ポーラ名古屋ビル9階

【内 容】すぐに役立つ介護事業場の労務管理(140分)、職場の受動喫煙防止対策のすすめ(30分)

【参加費】無料(テキスト「労働関係のここだけはポイント17」を配付します。)

[申込方法] 当協会ホームページにある各セミナーの詳細から申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。

[お問い合わせ先] (公社) 愛知労働基準協会 TEL 052-221-1439 / FAX 052-204-1268・221-1440

役員寄稿 【監事 夫馬 裕子 氏】

これまで約3年間、働き方改革や安全衛生に関する当協会役員の考え方や自社の取組みなどについて事務局がインタビューを行い、これを本誌に「ARK インタビュー」として掲載してきましたが、今月より、これらについて役員に自ら寄稿していただく「役員寄稿」に変更させていただきます。

そのトップバッターとして、監事の夫馬裕子 氏にお願いしました。

当社については、「食器のノリタケ」としてご存知の方が多いと思いますが、現在売り上げの9割強は、工業用砥石を筆頭に電子部品やセラミックスの原材料、焼成炉や濾過装置など製造業向けの製品が占めています。今回は、そんなノリタケの「働き方改革」についてご紹介させていただきます。

個人的な話で恐縮ですが、私は男女雇用均等法が施行された1986年に入社しました。当時ではごく当たり前に一般職で採用され、95年の新人事制度開始を機に総合職へ転換しました。今日まで継承されているこの人事制度は、「人の働き」そのものを公正に評価する思想を基本として、性別、学歴に左右されない人事考課と処遇制度から構成されております。こうした思想を背景に、当社は従業員の働きがいや働きやすさに配慮して諸制度を整備してきましたが、昨今の「働き方改革」の流れを受けて、新たな制度も導入しております。

①休暇制度

当社では、従業員が仕事と家庭生活の両方を充実できるよう、様々な休暇制度を設けています。リフレッシュ休暇は、勤続5年毎に3~5日連続の休暇取得を推進する制度で、年次により手当金も支給され、この機に家族旅行を計画する従業員も少なくありません。また、アニバーサリー休暇など休暇を取りやすくする制度を設けているほか、2017年には、1時間単位で休暇がとれる時間単位年休制度を新設しました。この制度は、通院や学校行事などの所用に柔軟に対応できるため、多くの従業員が利用しています。

②育児・介護の両立支援

20年以上前から、従業員が育児や介護と仕事を両立できるよう休業制度や短縮勤務制度を整えてきました。17年には、該当する従業員向けのフレックス勤務も導入したことで、一日最大2時間まで勤務時間を短縮できるほか、始業・就業時間帯を家庭の状況に合わせることが可能になりました。

ため、個別事情に応じて柔軟な勤務シフトを認める制度も開始し、従業員が安心して長く働ける環境づくりを進めています。

以上が当社の「働き方改革」の概要です。小さな施策の積み重ねではありますが、内容の一部でも皆様の参考になれば幸いに存じます。

【略歴】

1986年 (㈱ノリタケカンパニーリミテド入社。広報室長、経営企画室長を経て 2018年 執行役員、19年 取締役執行役員 経営管理本部長に就任、現在に至る。



第78回全国産業安全衛生大会 ~参加申込受付中~



[**申 込 方 法**] 中央労働災害防止協会ホームページ (https://www.jisha.or.jp/taikai/index.html) から申込書をダウンロードの上、 当協会まで FAX(052-221-1440)または郵送にてお申込みください。

[**申込締切日**] 2019年10月16日(水)(必着)

愛知労働局 労働基準部 安全課 濱田主任安全専門官 寄稿 第1回(全3回)

当協会では、愛知労働局が注力する「リスクアセスメント」について、愛知産業安全衛生大会をはじめ機会を捉え 周知啓発に努めています。これに加えて、今月号から3回シリーズで、本件に大変お詳しい、愛知労働局 労働基準部 安全課 主任安全専門官の濱田 勉 氏に、安全とリスクアセスメントについて寄稿していただきました。

【略歴】

1985年に労働省(現厚生労働省)に入省し、愛知労働局管内の各労働基準監督署に勤務。 2006 年より労働基準監督署の安全衛生課長などを歴任し、17 年に同局 雇用環境・均等部 企画課 課長補佐、19年4月より同局 労働基準部 安全課 主任安全専門官に就任し、現在に至る。

「主(あるじ)なき安全~リスクアセスメントの暴走~|「安全は対策から戦略へ~リスクアセス メントの本質~」「あしたを感じながら~安全・安心とは何か?リスクアセスメントの入口~」「リ スクアセスメント〜安全の見える化〜」(いずれも㈱労働調査会 発行)

【講演】

安全という重いテーマだからこそ、「伝える」ことでなく「伝わる」ことへのこだわりをもった 講演を生涯のテーマとし、これまで 14 年間で講演数 370 回、聴講者約 63,000 人の実績あり。



濵田 勉 昭和38年9月生まれ 名古屋市出身

愛知労働局では、「危なさと向きあおう」をキャッチ フレーズに第13次労働災害防止計画を推進していま す。「危なさと向きあおう」とは、安全(広義の安全に は、労働衛生分野も含みます。)そのものを指している のですが、はたして安全とは何か、なぜリスクアセスメ ントが必要なのかについて、3回の連載の中で少しだけ 掘り下げて考えてみたいと思います。

職務上、いろいろな場面でお話を伺う機会が多いので すが、リスクアセスメントの安全、小集団活動の安全、 会社の安全、上司の安全、現場の安全……。みなそれぞ れに用いられる「安全」の意味合いが、とても違いま す。各々が違った理解で「安全」を用いていては、互い のベクトルが一致していないのでは、と感じます。

安全とは、国際基本安全規格(ISO/IEC GUIDE 51:2014) において「許容できないリスクがないこと」 とされており、リスクを経由して定義されています。こ の定義は同時に、安全とは許容可能なリスクを含んでい ることと、「絶対安全」(「危険ゼロ」とする理解な ど) はあり得ないことを宣言していると読み取ることが できます。

安全はリスク経由で定義 安全(残留リスク) 安全装置等でリスク低 リスク 大 許容可能なリスク 許容できないリスク 受け入れているリスクを 承知して挑んでいる状態

日常生活でこれからの時期に使用されるファンヒー ターをモデルに考えてみます。ファンヒーターは、灯油 を燃焼させることにより目的を達します。本来の機能部 分だけでは、容易に炎や電気回路に触れてしまったりす るので、デザインも兼ねて外装が施され、制御装置が取 り付けられています。ファンヒーターの場合、許容でき ないリスクを許容可能なリスクに低減しているのが外装や 制御装置の部分で、一般的に「ハード対策」などと呼ば れているものの多くが、このリスク低減にあたります。

しかし、化石燃料を室内で燃焼させる構造に変わりは なく、燃焼に伴い発生する熱やガスにより、招かざる結 果を引き起こすこと、例えば、やけどや火災、一酸化炭 素中毒などが起き得るデメリットが残っています。これ を残留リスクと言い、ファンヒーターを利用する以上、 取り去ることのできないリスクに当たります。それで も、実際に事故が起きてしまっては困るわけですから、 許容しているリスクを承知したうえで、それに対応する 知識と行動が必要になります。つまり、残留リスクと共 存することを考え、事故が現実のものとならないよう 「具現化防止」を図らなければなりません。

このように、「許容する」とは、結果としての事故を 容認するという趣旨ではなく、その可能性を承知して、 対応できる知識と行動を身につけて挑むということで す。一般的に「ソフト対策」と呼ばれ、ファンヒーター の場合では、「1時間に1度窓を開けて換気をする」な どがこれにあたります。

なお、現実の社会では、すべてが安全と分類されるよ うなケースはほとんど存在せず、たとえ許容できない (危険) と判断したとしても、それを承知で作業を進 めていかなければならないケースも数多く存在していま す。そうしたハイリスクの作業に対しては、事業者とし てより厳密に、徹底した教育や訓練を施して、具現化防 止を図っていく必要があるということです。

ここで重要なことは、リスク低減をしておしまいでは なく、残留リスクに対する対応策も必須であり、両者が セットになって機能している状態のことを「安全」と定 義されているということです。

知識と行動を身につけさせることは、事業者の役割 で、それを身につけ、順守することは、労働者の役割と なります。安全とは、最終的に誰かに与えてもらうだけ のものではないという理解が必要です。

引用文献:論文誌「環境と安全」2015年6巻3号P175-179、「化学物質のリスクアセスメント導入 における課題と背景| (濱田勉著)

(QRコード参照)

絵:(C)労働調査会



愛知労働局が「リスクアセスメント推進大会 2019」を開催します

愛知労働局がリスクアセスメントの理解・促進のため、標記大会を開催します。リスクアセスメントの権威であ る明治大学 名誉教授の向殿 政男 氏を迎えた基調講演のほか、会場参加型のパネルディスカッションなどを行いま す。当協会は関係団体として本大会に協力します。

~愛知労働局ホームページより~

本年度のリスクアセスメント推進大会は「まっすぐな道。」のタイトルで開催します。

リスクアセスメントは、労働災害防止の直接的なツールではありません。しかし、労働災害の未然防止にはリスク アセスメントは不可欠です。この謎解きのヒントは、本年度のテーマ「まっすぐな道。」の語りにあります。

動画ファイルをご覧いただき、リスクアセスメント推進大会に参加して答えを見つけませんか! 参加申し込みのうえ、ぜひご参加ください。

時】 12月9日(月)13時30分~16時00分(開場12時50分)

場】 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール(名古屋市中区金山1丁目5番1号) 【会

【プログラム】

- ■プロローグ
- ■基調講演「安全の本質と世界の潮流」講師 向殿 政男 氏 (明治大学 名誉教授)
- ■会場参加型パネルディスカッション「リスクアセスメント定着の障害を探る」

パネリスト

名北労働基準協会 安全衛生部会 部会長 太田 和夫 氏(清水建設株式会社 名古屋支店 安全環境部) 名古屋西労働基準協会 安全衛生実務研究会 前会長 吉竹 彰 氏(東レ株式会社 愛知工場 環境保安課) 豊田労働基準協会 リスクアセスメント普及委員会 前委員長 田畑 英雄樹 氏(トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部)

- ■大会宣言「気づきから調査へ」
- ■エピローグ

参加申込み、動画ファイルの閲覧は「愛知労働局ホームページ」をご確認ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/20191209_riskassessment.html

【リーフレット】





労災保険上雲世制度のご雲内

政府労災の上乗せ保険(労働災害総合保険)

「中部労働基準協会連絡協議会」の100円労災は 近年増加する企業の労災賠償リスクから会員様をお守りします。

- ☆ 優良割引55% 団体割引20%
- ☆ 「使用者賠償責任保険」がセット可能
- ☆ 保険金は事業主に直接お支払い
- ☆ 1名あたり1か月100円で最高3.150万円の死亡保険金

(事業種類番号60 A型の場合)

加入団体 公益社団法人 愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438

〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル8F

取扱代理店 株式会社I・C・Aジャパン TEL 052-951-6709 FAX 052-951-4806

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-20-5オアシス日向802(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 名古屋支店名古屋北支社 TEL 052-953-3793 FAX 052-963-5774

〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21損保ジャパン日本興亜名古屋ビル9F (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈募集文書作成担当店〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 三重支店津支社

〒514-0004 三重県津市栄町3-115 損保ジャパン日本興亜津ビル6階 TEL 059-226-3011

このご案内は概要を説明したものです。詳細については取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(SJNK19-06874 2019.9.10)

DVD貸出しのご案内

当協会は、会員事業場の情報収集および健康保持増進などを目的に所蔵する DVD の貸出しを行っています。

「熱中症、睡眠、生活習慣、快適職場、メンタルヘルス 19 タイトル」を用意していますので、ぜひご活用ください。なお、 貸出しの取扱いについては以下をご参照ください。

1 対象

当協会に加え愛知県下各地区労働基準協会の会員、愛知安全管理者交流会、愛知衛生管理者交流会および愛知THP推進協議会の会員とする。

2 手続き

- (1) 利用者は貸出申込書に必要事項を記入して、当協会総務部にメール(soumu-ark@airouki.or.jp)により提出する。
- (2) 貸出は1会員1回につき原則として5点を限度とする。
- (3) 貸出しおよび返却は、利用者の希望により配送または当協会での直接の受渡しにより行う。

3 貸出期間

貸出期間は貸出日から原則として4週間を限度とする。なお、返却期限が当協会の休業日に当たる場合は直前の営業日までとする。

4 利用料

利用料は無料とする。なお、貸出しまたは返却を配送で行う場合の送料は利用者の負担とする。この場合、貸出しは原則として着払いによる。

貸出申込書、最新の所蔵リストは当協会ホームページ(http://www.airouki.or.jp/)に掲載しています。

[お問い合わせ先] (公社) 愛知労働基準協会 総務部 TEL 052-221-1438

2019年度 メンタルヘルスセミナー 開催



鈴木 安名 氏

当協会は9月5日(木)に、企業の人事労務担当者、安全衛生スタッフなどを対象に標 記セミナーを開催しました。メンタルヘルスの観点から、若手人材の離職を防ぐポイント やメンタル不調を生まない部下に対する適切な指導方法などについて、(公財)大原記念労 働科学研究所 メンタルヘルス研究センター 協力研究員 医学博士、産業医の鈴木 安名 氏 から講演いただきました。また、併せて参加者間でのグループワークを通じた積極的な意 見交換などが行われました。なお、講演で当協会がポイントと思うところを以下に紹介し ます。

一部の若手人材の傾向として、コミュニケーション能力の未開発、段取り下手(計画性に乏しい)などがある。一方で若 手からは、業務内容(こんな仕事とは思わなかった)、育成(仕事を教えてくれない)、評価(ダメ出しばかり)への不満が ある。これらを踏まえた若手人材の離職を防ぐポイントは、「『報連相』の強化とねぎらい」である。「報連相」の強化に向け、 まずは雑談やねぎらいの言葉などが有効である。例えば、「ありがとう、あなたのおかげで助かった。ごくろうさん、がんばっ たね。」など「ねぎらい」の言葉をかけることである。また、食事会などの行事も有効である。管理職は聞き役に徹し、若 手とコミュニケーションを深めることが重要である。

メンタル不調を生まない部下に対する適切な指導方法については、あまり傷つけないよう、指導すべき事項の前後に「ね ぎらい」の言葉(例えば、前段は「あなたには感謝している」、後段は「あなたに期待しているから言った」など。)を付け 加えることが有効である。また、厳しく指導するときは「ジコイタ」(ジ:事実の指摘、コ:根拠を示す、イ:言い訳させる、タ: 対策を考えさせ提案させる)を用いると良い。

また、標記セミナーの前段では、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 専任講師の鈴木 史香 氏から「職場の受動喫 煙防止対策のすすめ」と題した講演をいただきました。

外国人技能実習制度関係者養成講習 開催案内

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者は、担当する役職員の職務に応じて、技能実習法 や入国管理法、労働基準法などの法令、労働災害防止対策や災害発生時の対応、実習指導方法など一定の講習を受講すること が求められています。

こうした中、(公社)全国労働基準関係団体連合会は全国で養成講習を開催しており、当協会は愛知県内開催分に「協力」し ています。11月以降の開催予定は以下のとおりです。

(受講料はテキスト代・消費税込)

月	日時	講習名	受講料	会場
	7日(木)9時25分~16時50分	技能実習指導員	10,000円	
11月	8日(金)9時25分~15時40分	生活指導員	9,000円	ポーラ名古屋ビル9階
	9日(土)9時25分~17時10分	技能実習責任者	11,000円	
12月	11日(水)9時25分~17時10分	技能実習責任者	11,000円	ポーラ名古屋ビル9階
	18日(土)9時25分~17時10分	技能実習責任者	11,000円	ポーラ名古屋ビル9階
1月	19日(日)9時25分~16時50分	技能実習指導員	10,000円	ハーノ石口座にルが
	20日(月)9時25分~15時40分	生活指導員	9,000円	伏見第一ビル5階
2月	13日(木)9時25分~17時10分	技能実習責任者	11,000円	ポーラ名古屋ビル9階
	2日(月)9時25分~17時10分	技能実習責任者	11,000円	
3月	3日(火)9時25分~16時50分	技能実習指導員	10,000円	伏見第一ビル5階
	4日(水)9時25分~15時40分	生活指導員	9,000円	

[申込方法] お申込みはインターネットで以下までお願いします (開催日の約2か月前からお申込みいただけます。)。 (公社) 全国労働基準関係団体連合会(http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html)

(公社) 愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438 [お問い合わせ先] 詳細は当協会ホームページ(http://www.airouki.or.jp/)にも掲載しています。

技能講習等講習会予定表

		学 科			実 技					
		B	会 場	日	会 場	日	会 場	B	会 場	
_		8	ポーラ名古屋ビル	9.10.11	NSB東海	15.16.17	NSB東海	13.20.27	トヨタL&F小牧	
フォ		11	トヨタ教育センター	12.13.14	トヨタ教育センター	19.20.21	トヨタ教育センター			
Ĭ	10月	11	岡崎産業人材支援センター	13.20.27	東レ㈱岡崎工場					
2	1073	17	ポーラ名古屋ビル	23.24.25	NSB東海					
ק		30	NSB東海	31.11/1.5	NSB東海	11/6.7.8	NSB東海			
		31	豊川市文化会館	11/3.9.10	トピー工業㈱					
運能 転講		8 л	ポーラ名古屋ビル	10.17.24	水谷運輸	10.17.24	トヨタL&F北名古屋			
			ホーノ石口座にル	11.12.13	NSB東海	14.15.18	NSB東海			
31 ^習	11月	8	トヨタ教育センター	9. <mark>10</mark> .11	トヨタ教育センター	16.17.18	トヨタ教育センター			
H	'''	13	江南市民文化会館	17.24.12/1	稲葉製作所 犬山工場					
		21	NSB東海	22.25.26	NSB東海	27.28.29	NSB東海			
		29	ポーラ名古屋ビル	30.12/1.2	トヨタ教育センター	12/1.8.15	トヨタL&F小牧	12/2.3.4	NSB東海	
즈	12月	9	NSB東海	10.11.12	NSB東海	13.16.17	NSB東海			
	12H	17	NSB東海	18.19.20	NSB東海	23.24.25	NSB東海			

	講習会	会 場	10月	11月	12月
		(学)ポーラ名古屋ビル	21	18	12
		(実)トヨタ教育センター	22	<mark>23</mark>	14
	ガス溶接	(学)ポーラ名古屋ビル	7		
	【学科1日実技1日】	(実)愛知製鋼	10		
		(学)豊川市文化会館	25		
		(実)日本車輛製造㈱	<mark>27</mark>		
			(学)1.2	(学)12.13	(学)3.4
			(実)3or4	(実)14or15	(実)5or6
			(学)8.9	(学)19.20	(学)10.11
			(実)10or11	(実)21or22	(実)12or13
		ポーラ名古屋ビル	(学)15.16	(学) 26.27	(学)17.18
		ハーク石口座にル	(実)17or18	(実)28or29	(実)19or20
	酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者		(学)23.24		
	【学科2日実技1日】		(実)25or <mark>26</mark>		
			(学)29.30		
			(実)31or11/1		
技		豊川市文化会館	(学)2.4		(学) 2.4
能講		显/川川人门公品	(実)10or11		(実)5or6
꿤		トヨタ教育センター	(学)21. <mark>22</mark>		
		1 37 50 6 6 7 7	(実)23or24		
		ポーラ名古屋ビル	23.24	26.27	16.17
			29.30		
	有機溶剤 作業主任者	伏見第一ビル	7.8	7.8	9.10
	【学科2日】			21.22	
		トヨタ教育センター		19.20	
		豊川市文化会館		20.21	
		ポーラ名古屋ビル	15.16	12.13	2.3
	特定化学物質 及び		31.11/1	23.24	
	四アルキル鉛等 作業主任者	伏見第一ビル	24.25	5.6	12.13
	【学科2日】			28.29	
		アイプラザ豊橋		13.14	
	プレス機械作業主任者	ポーラ名古屋ビル	28.29	27.28	23.24
	【学科2日】	アイプラザ豊橋		25.26	
	乾燥設備作業主任者	ポーラ名古屋ビル	1.2	5.6	2.3
	【学科2日】	J.UUZE/V	15.16		

		=		_	
	講習会	会 場	10月	11月	12月
	はい作業主任者	ポーラ名古屋ビル		14.15	19.20
技能講習	【学科2日】	岡崎市産業人材支援センター	2.3		
	石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	15.16		4.5
	鉛作業主任者【学科2日】	伏見第一ビル		25.26	
	ショベルローダー等運転 【学科1日実技2日】	(学)ポーラ名古屋ビル		l	17
	【学科1日実技3日】	(実)ポリテクセンター			18.19.20or23.24.25
	高所作業車	(学)ポーラ名古屋ビル		11	
	【学科1日実技1日】	(実)PEO建機		12or13	
		(学)ポーラ名古屋ビル		18.19	19.20
		(実)ポリテクセンター		23	21
	アーク溶接	(学)伏見第一ビル	2.3		
	【学科1.5日実技1.5日】	(実)愛知製鋼	8		
		(学)ポーラ名古屋ビル	13.14		
		(実)名古屋高等専門校	20		
	自由研削といし 取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	ポーラ名古屋ビル	28	25	
	機械研削といし 取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	10.11		3.4
	産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル		25.26	
特別	【学科2日実技1日】	(実)三菱電機		27or28or29	
教	石綿作業従事者	ポーラ名古屋ビル		13	
F	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	21		
	低圧電機	ポーラ名古屋ビル	1.2	11	10
	【学科1日実技1日】	ハ フセロ座にル	23.24	12	11
	フルハーネス(6H)	ポーラ名古屋ビル	4	8	6
	ブルバーネス(OFI)	バー ノ石口座 レル	11	11	
		(学)ポーラ名古屋ビル			2
	高所作業車	(実)PEO建機			3or4
	【学科1日実技0.5日】	(学)伏見第一ビル	8		
		(実)PEO建機	9or10		
	ダイオキシン	ポーラ名古屋ビル		22	
能	安全衛生推進者	伏見第一ビル	17.18		
콛	安全管理者選任時	伏見第一ビル			16.17
里	局所排気装置等自主検査者	ポーラ名古屋ビル	(学)7.8	(学)18.19	
等	【学科2日実技1日】	ハーノ石白座ビル	(実)9or10	(実)20or21	
勉	衛生管理者(一種)【学科4日】	伏見第一ビル		12.13.14.15	
強	ガス溶接作業主任者	伏見第一ビル	28.29		
五	潜水士【学科2日】	伏見第一ビル	31.11/1		

日付のの表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	10月	11月	12月
産業保健セミナー2019inあいち(中区役所ホール)	4		
事例から学ぶ職場のメンタルヘルスセミナー(伏見第一ビル)	4		
同一労働同一賃金対応セミナー(名古屋市公会堂)	15		
化学物質のリスクアセスメント(実践編)2日(伏見第一ビル)		19.20	
危険予知訓練(KYT)1日研修	21		13
介護事業場の労務管理セミナー		20	
「受動喫煙防止対策」説明会(東別院会館)		11	
働き方改革推進セミナー(名古屋国際会議場)	30		
労災保険実務講座			6

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

ベゴニア/開花時期:5月~11月。次々と花を咲かせ、長く楽しむことができる。 表紙写真 コメント

中電ウイング株式会社のチャレンジド(障がい者)の手によって育てられた花苗です。

中電ウイング株式会社は、平成13年4月、親会社である中部電力株式会社の経営理念の一つである「社会との共生」の具体化として、重度の身体障がい者と知的障がい者 の雇用促進を目的に設立された子会社です。